

川崎市社会的養育推進計画(案) 概要版

1 計画の策定にあたって

(1) 策定の背景・趣旨

ア 川崎市社会的養育の推進に向けた基本方針に基づく施策の推進

要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の支援について、本市では「川崎市社会的養育の推進に向けた基本方針」（対象期間：H27～R11）に基づき取組を推進しており、基本方針の前期である平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までは、要保護児童を支援するための確保方策（施設定員・里親数の確保等）については基本方針に基づき着実に取組を進めてきました。

一方、要保護児童数については、近年の本市の人口の増加や児童相談所への児童虐待相談・通告件数の増加等の背景もあり、基本方針策定時に見込んだ人数を上回る数値で推移している現状があり、今後の要保護児童数を改めて推計し、要保護児童を確実に受け入れることができる体制を確保する必要があります。

イ 児童福祉法の改正に伴う国の動向を踏まえた取組の推進

基本方針の策定後、平成28年度には児童の福祉を保障するための理念の明確化や、要保護児童をより家庭に近い環境で養育することなどを内容とする児童福祉法の改正があり、平成29年度には国の有識者会議「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が家庭養育のさらなる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化、児童相談所の機能強化等を内容とする「新しい社会的養育ビジョン」を提言しました。

これを受け、国は平成30年度に通知（「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（計画策定要領））を発出し、令和元年度末までに各自治体で社会的養育に関する新たな計画を策定することとしました。

本市においても、こうした国の動向や本市の要保護児童や家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えるため、現行の基本方針を改定し、今後の本市の社会的養育の推進に向けた取組内容を示すものとして本計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に定める基本理念や施策の方向性を踏まえ、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を図るため、国の計画策定要領に基づき「川崎市社会的養育の推進に向けた基本方針」を改定した計画として策定します。

本計画では令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの社会的養育に関する施策の方向性と現時点での要保護児童の養育体制の量の見込と確保方策を定めます。

(3) 計画の期間

計画策定要領を踏まえ、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とします。

なお、令和4（2022）年度の「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の改定と併せ、本計画を「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に統合する方向で検討することとし、そのため、本計画は「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の計画期間との整合を図るため、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度を第1期、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度を第2期、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度を第3期として区分して策定します。

(4) 計画の進行管理

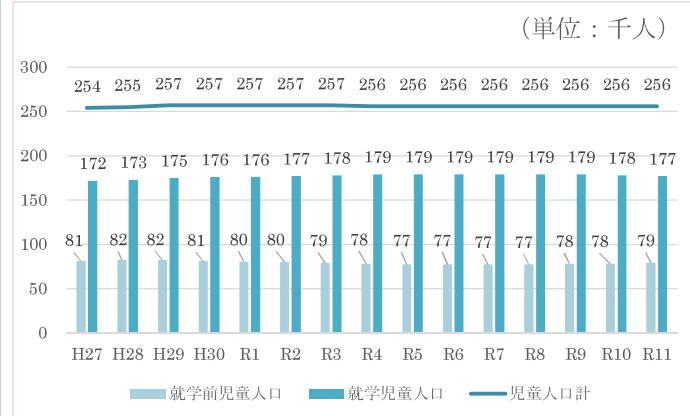
有識者等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」や関連する他の行政計画との整合性を図りながら実施することとします。

2 社会的養育を必要とする児童を取り巻く状況

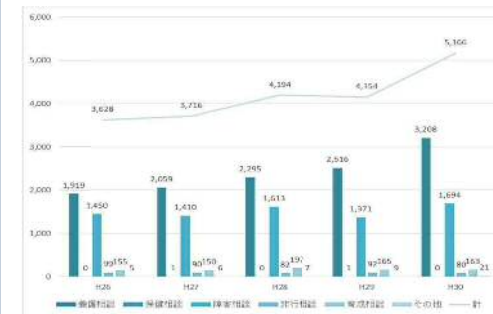
本市の児童（20歳未満）人口は令和11（2029）年度まで概ね横ばいで推移する見込みです。

一方、児童虐待相談・通告件数や一時保護児童数等は増加傾向にあり、今後も高い水準で推移することが見込まれます。

■児童（20歳未満）人口の推移及び推計



■児童相談所への相談受付件数の推移



■児童虐待相談・通告件数の推移



■児童相談所における一時保護の実施状況

	定員 (人)	保護人数 (人) () 内は女兒	年間延べ保護人数 (人)	一日平均保護人数 (人)
H26	60	422 (202)	15,427	42.3
H27	60	371 (218)	17,029	46.5
H28	60	350 (159)	12,836	35.2
H29	60	408 (179)	18,002	49.3
H30	60	456 (194)	19,628	53.8

3 計画の考え方

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援すること」、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境で養育すること」、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境で養育すること」を定めています。これらの実現に向けては、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防に繋がる取組を進める（Ⅰ）とともに、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること（Ⅱ）、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保すること（Ⅲ）が必要です。

これらのことから、本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

基本的な考え方Ⅰ 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育ての不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援に繋がっていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

基本的な考え方Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があります。様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

里親家庭・施設それぞれにおいて全ての要保護児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

基本的な考え方Ⅲ 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。

そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童看護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保していきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

4 計画の推進に向けた施策の展開

基本的な考え方

基本的な考え方Ⅰ

専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

施策の方向性

1 児童相談所における専門的支援の推進

2 地域における相談支援の推進

施策等

(1) 児童相談所における人材確保・育成に向けた取組の推進
(2) 一時保護所体制強化に向けた取組の推進

(1) 区における児童家庭相談支援機能の充実
(2) 母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の推進
(3) 児童家庭支援センターによる支援の推進

1 当事者である児童の権利擁護

(1) 代替養育を必要とする児童の権利擁護の推進

2 特別養子縁組等の推進

(1) 「養子縁組里親」の登録者の確保
(2) 「養子縁組里親」への児童の委託推進
(3) 「養子縁組里親」への支援体制の充実

基本的な考え方Ⅱ

代替養育を必要とする児童への支援の充実

3 「養育里親」への委託推進

(1) 「養育里親」の登録者の確保
(2) 「養育里親」への児童の委託推進
(3) 「養育里親」への支援体制の充実

4 施設における専門的支援の充実

(1) 施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進
(2) 施設の専門性の確保と人材育成支援

5 児童の自立支援の推進

(1) 学習支援・進学に向けた支援
(2) 児童への措置解除に向けた支援

基本的な考え方Ⅲ

本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

1 代替養育の量の見込と代替養育体制の確保

(1) 代替養育を必要とする児童数の見込み
(2) 代替養育の確保方策

2 児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

(1) 児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進

I 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

1 児童相談所における専門的支援の推進

現状と課題

- ・児童相談所における児童虐待相談・通告件数は平成26～30年の5年間で約1.7倍に増えており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後もさらなる増加が見込まれます。国は平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」において児童福祉司・児童心理司の増員等の方向性を示しており、本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向け児童家庭相談体制の強化を図ることが必要です。
- ・児童虐待相談・通告件数の増加に伴い一時保護児童数が増加した際にも確実に対応することができるよう受入れ体制の確保を図る必要があります。

- ・一時保護期間ができる限り長くないよう努めるとともに、児童の心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう生活環境の改善、一時保護期間の短期化等、児童の権利に十分に配慮しながら一層の改善を図っていく必要があります。

施策概要

○児童相談所体制強化に向けた取組の推進

- ・国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司、児童心理司等を着実に配置し、児童相談所による相談支援体制の強化を図ります。
- ・児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術を身に付けるため、新規採用職員等に対する児童相談所業務研修の確実な実施や、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づき、社会福祉職・心理職・保健師等の人材育成を着実に推進します。

○一時保護所体制強化に向けた取組の推進

- ・生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、児童の最善の利益を考慮した一時保護所の機能のあり方や運営体制等、一時保護所の体制強化に向けた検討を行います。
- ・第三者による評価を受審し、受審結果を一時保護所の運営の改善等に活用していきます。
- ・一時保護中に制限される権利等について児童の年齢等に応じた適切な説明を行うとともに、できる限り一時保護所での保護期間を短縮することができるよう関係機関と適切に連携しながら円滑な対応に努めていきます。

2 地域における相談支援の推進

現状と課題

- ・区役所への児童虐待相談・通告件数は平成26～30年の5年間で約1.8倍に増えており、専門性の高い相談支援ニーズが高まっている状況にあることから、国が示す「子ども家庭総合支援拠点」を各区に設置することで児童家庭相談支援機能を充実し、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し必要な相談支援に繋げていくことが必要です。
- ・母子生活支援施設での支援が必要な方が確実に入所に繋がるよう関係機関が効果的に連携するとともに、施設へ入所した家庭に対しては、それぞれの状況に応じて母子支援員や心理療法担当職員等の専門職が丁寧にに関わり、安心して地域での生活に移行できるよう引き続き支援を行っていく必要があります。
- ・区役所への児童虐待相談・通告件数が増加し、地域の子育て家庭が抱える養育上の不安や悩みが多様化する中、専門的な知識及び技術を必要とする相談支援ニーズが高まっており、今後も児童相談所や区役所と児童家庭支援センターとの連携強化により必要な方を確実に支援に繋げ、児童家庭支援センターの専門性を活用した支援を推進する必要があります。

施策概要

○区における児童家庭相談支援機能の充実

- ・「子ども家庭総合支援拠点」を令和4（2022）年度までに各区に設置し、地域における児童家庭相談支援機能の充実を図ります。

○母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の推進

- ・配偶者のない女子又は母子家庭の母親や、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童とともに入所させ保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援します。

○児童家庭支援センターによる支援の推進

- ・市内6か所に設置されている児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所との連携強化を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする児童や、その家庭からの相談に対する支援を実施します。

II 代替養育を必要とする児童への支援の充実

1 当事者である児童の権利擁護

現状と課題

- ・児童が代替養育を受ける際には、児童の権利擁護の観点から、当事者である児童本人の状況や意向を踏まえながら代替養育環境を選択するとともに、代替養育を受ける際には、養育者が児童の成育状況や新たな環境で生活することに留意しながら児童に寄り添った支援を行っていくことが必要です
- ・関係機関が連携を図りながら、児童の権利を確実に守るための環境整備を引き続き行っていく必要があります。

施策概要

○児童の状況に応じた代替養育環境の選択

- ・それぞれの児童が最適な環境で養育が受けられるよう、児童の状況や意向を丁寧に確認した上で代替養育環境を選択します。

○代替養育環境での権利擁護の推進

- ・代替養育を受ける児童の権利擁護に向け、支援を担う里親や施設職員へ権利擁護に関する情報提供や研修等を行います。

○子どもの権利ノートを活用した権利擁護の推進

- ・代替養育を受ける全ての児童に守られるべき権利の内容や困ったことがあった場合などに相談できる連絡先等を記載した「子どもの権利ノート」を配布し、権利擁護のために活用を図ります。

2 特別養子縁組等の推進

現状と課題

- ・今後、児童相談所が支援する児童のうち特別養子縁組に繋げることが適切な児童を確実に繋げていくためには、現在の「養子縁組里親」登録数では不十分であり、児童の養育を担う「養子縁組里親」をより多く確保することが必要です。
- ・特別養子縁組は児童にとって大変重要な決定となることから、縁組に繋げる際には、保護者及び児童の状況の調査や、児童の最善の利益の観点から養子縁組に関する同意を保護者から得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。
- ・本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれるため、乳幼児期の特別養子縁組成立後、児童の成長とともに課題が表出し、養育が困難となるケースもあり、制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等について正しく理解していただくことが重要です。
- ・養子縁組成立後に新たな養育者が家庭内で悩みや不安を抱え込まず養育を行えるよう、地域の関係機関と連携しながら支援体制の充実に向けた取組を進める必要があります。

施策概要

○「養子縁組里親」の登録者の確保に向けた取組の推進

- ・「養子縁組里親」に関する様々な広報媒体の活用や関係機関と連携した啓発活動の実施等により、制度の社会的認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。

○「養子縁組里親」への児童の委託推進

- ・特別養子縁組の制度内容やその意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行います。
- ・民法改正により、特別養子縁組の養子候補者の上限年齢の引上げ等が図られることを踏まえ、制度の周知や候補者の確認等、一層の委託推進に向けた取組を推進します。

○「養子縁組里親」への支援体制の充実

- ・「養子縁組里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ります。
- ・保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。

3 「養育里親」への委託推進

現状と課題

- ・「養育里親」への委託に繋げることが適切な児童を確実に繋げていくためには現在の「養育里親」登録数では不十分であり、児童の養育を担う「養育里親」をより多く確保することが必要ですが、「養育里親」についての本市の就学前児童の保護者の認知度は約4割であり、「養育里親」の確保に向けては、一層の社会的認知度の向上が必要です。
- ・本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれ、「養育里親」への委託が進むとともに、支援が必要な児童がより多く「養育里親」へ措置されることも想定されます。様々な背景がある児童の養育にあたっては、関係機関との連携を強化しながら支援体制の充実を図る必要があります。

施策概要

○「養育里親」登録者の確保に向けた取組の推進

- ・「養育里親」に関する多様な広報手段の活用や関係機関と連携した啓発活動等により、制度の社会的認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。

○小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の充実に向けた取組の推進

- ・ファミリーホームと関係機関の連絡会の開催等により情報共有や連携体制の強化を図り、チームとして児童の養育を行うことができる体制を確保していきます。
- ・ファミリーホームの開設を検討する方への制度案内や相談支援等、新たな担い手の確保に向けた取組を推進します。

○「養育里親」への児童の委託推進

- ・「養育里親」の制度内容や家庭環境で養育することの意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行います。
- ・一時保護や措置入所により児童の養育支援を担う乳児院・児童養護施設と緊密に連携を図りながら、児童や保護者の状況を丁寧に把握し、代替養育を必要とする児童が「養育里親」の家庭への委託が可能な場合には原則として「養育里親」への委託を選択することとして支援を推進します。

○「養育里親」への支援体制の充実

- ・里親に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。
- ・乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。
- ・保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。

4 施設における専門的支援の充実

現状と課題

- ・本市の施設は入所児童への支援以外にも、併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援や里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域福祉における重要な拠点としての役割も担っており、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図る必要があります。
- ・保育士をはじめとする職員はその専門性から多方面でニーズが高まっており、家庭的養育に必要な職員の確保や、施設職員がより長く働き続けることができる環境を整えることが必要です。
- ・多様な状況にある児童それぞれに最適な養育支援を行っていくため、施設職員の人材育成や、課題への組織的な対応力の強化等、施設の持つ専門性の一層の向上を図る必要があります。

施策概要

○施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進

- ・家庭での生活が難しいなど様々な状況にある児童に対し複数の専門職によるきめ細やかな支援を行うとともに、施設におけるショートステイや一時保護委託への対応、保護者支援等、地域支援機能の充実に向けた検討を進めます。
- ・里親支援機能の充実に向け、里親と施設職員の交流機会の創出や各施設の里親支援専門相談員との連携強化、活動支援等、施設の専門性を里親支援に活用するための取組を推進します。
- ・地域小規模児童養護施設の設置を推進し、家庭的な環境での児童の支援ニーズへの対応を図ります。

○施設職員の確保・育成支援の取組の推進

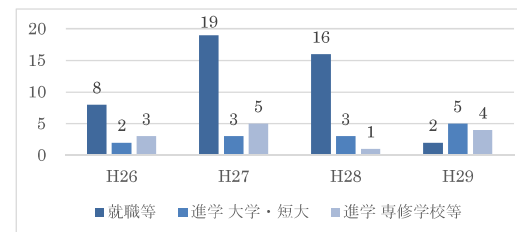
- ・職員の確保や定着を支援するため、国の動向を注視しながら保育士等の処遇改善に向けた取組を検討します。
- ・各施設において職員が継続的に働き、その専門性の向上を図ることができるよう、施設・職員間の連携強化や専門家によるスーパーバイズに係る支援など職員の専門性の向上を支援する取組を推進します。

5 児童の自立支援の推進

現状と課題

- ・本市の代替養育を受ける児童の大学等への進学率は過去4年間で約4割と、全国の全高卒者の大学等への進学率の約8割と比較すると就職を選択する児童が多い傾向にあり、意欲のある児童が希望する進路を安心して選択できるよう支援を進めていく必要があります。
- ・里親家庭や施設に措置された児童は原則として18歳まで（措置延長により20歳まで）に措置解除され地域で生活することが求められ、児童の円滑な自立に向けて措置中から進路選択に向けた情報提供や就労・進学に向けたきめ細かい相談支援を行うことが重要です。
- ・措置解除とともに生活環境が大きく変わることとなり、措置解除後も相談支援を受けることができる体制の確保が必要です。

■本市の代替養育を受ける児童の高校卒業後の進学・就職の状況



施策概要

〇子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援等の推進

- 平成 30 年度から開始した学習支援事業の活用により、小学生から高校生まで、塾・家庭教師・地域人材等、児童の理解度等に応じた効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。

〇社会的養護自立支援事業を活用した自立支援の推進

- 代替養育を受ける高校生等に対し、就労・進学等に関する講座の開催や企業開拓、就労支援等、一人ひとりの状況に応じた自立支援を実施します。
- 措置解除後も安心して生活を送ることができるよう、状況の確認や生活相談、就労相談等を実施します。
- 措置解除後も里親家庭や施設で生活する場合に必要な居住費及び生活費の支援を実施します。

III 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

1 代替養育の量の見込と代替養育体制の確保

(1) 代替養育を必要とする児童数の見込み

- 本市の現時点での人口推計では児童人口は令和 11 年まで概ね横ばい傾向であり、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行います。
- 措置児童数については毎年度進捗状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。
- 里親等への委託可能性のある児童数について、本市では、現に里親家庭や施設等に措置されている児童の状況を調査した結果を踏まえ、措置児童数全体から、児童の医療的ケアの必要性や発達上の課題の状況、保護者の状況等により施設等での支援が必要な児童を控除した人数を里親等への委託可能性のある児童数として推計します。

■代替養育を必要とする児童数の推計

(単位:人)

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
児童人口	257,049	256,841	256,900	256,672	256,414	256,127	256,155	256,190	256,484	256,452	256,026	255,914
児童人口に対する措置率	0.161%	0.164%	0.167%	0.170%	0.173%	0.177%	0.181%	0.185%	0.189%	0.193%	0.197%	0.201%
措置率増加率	102.0%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%
縁組成立控除前措置児童数	413	421	429	436	443	453	463	473	484	494	504	514
措置児童数	410	418	422	425	427	432	437	442	447	451	455	459

※措置率増加率について、H30年度はH29年度に対する増加率を示し、令和元年度以降はH28年度～平成30年度の対前年増加率の3か年の平均値を増加率として見込みを示しています。

※措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を毎年度控除しています。

■代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

(単位:人)

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童(3歳未満)	49	50	50	51	51	51	52	53	53	54	54	55
(里親等委託率対象児童数)	48	50	50	51	51	51	52	53	53	54	54	55
就学前児童(3歳以上)	60	61	62	62	62	63	64	65	65	66	66	67
(里親等委託率対象児童数)	57	55	56	56	56	57	58	59	59	60	60	61
就学児童	301	307	310	312	314	318	321	324	329	331	335	337
(里親等委託率対象児童数)	259	255	258	254	256	260	263	266	271	273	277	279
合計	410	418	422	425	427	432	437	442	447	451	455	459
(里親等委託率対象児童数)	364	360	364	361	363	368	373	378	383	387	391	395

※里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所児童数を控除した人数をいいます。

■里親等への委託可能性のある児童数の推計

(単位:人)

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童(3歳未満)	21	23	25	28	32	34	39	40	40	41	41	41
就学前児童(3歳以上)	28	28	28	31	34	34	38	41	44	45	45	46
就学児童	114	115	116	114	115	117	118	120	125	131	136	140
計	163	166	169	173	181	185	195	201	209	217	222	227

(2) 代替養育の確保方策

- 全ての要保護児童を確実に受け入れることができるよう、本市では家庭養育を担う里親と専門的支援を担う施設との両輪で要保護児童の受け入れ体制を確保していきます。
- 里親登録数については、里親等への委託可能性のある児童が可能な限り家庭環境で養育が受けられるよう、計画策定要領に示される内容等を踏まえるとともに、これまでの里親登録数の状況も考慮した上で、必要な登録数の段階的な確保を目指し取組を推進していきます。
- 施設等の定員については、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることができるよう、必要な定員数を確保していきます。
- 児童養護施設については、地域において家庭の環境で専門的な支援が可能な地域小規模児童養護施設（児童養護施設の分園）の設置を促進し、一部施設については児童養護施設本体の定員を縮小し、その枠をショートステイに活用するなど施設の多機能化・地域分散化を推進していきます。
- 本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況があり、各自治体が所管する施設の定員変更等の状況を踏まえながら、引き続き必要な定員枠の確保を図っていきます。

■代替養育（里親等）の確保方策

(単位:世帯※ファミリーホームは定員数)

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
養育里親	107	113	119	125	133	141	149	157	166	175	184	193
専門里親(養育里親の内数)	(11)	(11)	(11)	(11)	(12)	(12)	(12)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)
養子縁組里親	42	46	50	54	58	62	66	70	74	78	82	86
親族里親	7	9	11	13	16	19	22	25	29	33	37	41
里親登録数計	156	168	180	192	207	222	237	252	269	286	303	320
ファミリーホーム(定員数)	17	17	17	17	17	17	17	23	23	23	23	29
合計	173	185	197	209	224	239	254	275	292	309	326	349

「川崎市総合計画第2期実施計画」における施策の成果指標の進行管理上の取扱い

「里親の登録数」（養育里親、養子縁組里親及び親族里親の登録数の合計）について、「川崎市総合計画第2期実施計画」において施策の成果指標として設定しているところであり、第2期実施計画の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、本計画で新たに設定した数値も活用し、評価を行うこととします。

○「川崎市総合計画第2期実施計画」（P191）との関係

名称 （指標の出典）	計画策定時	現 状	第1期実施計画 における目標値	第2期実施計画 における目標値	第3期実施計画 における目標値
里親の登録数 （こども未来局調べ）	116 世帯 （平成26年度）	133 世帯 （平成28年度）	118 世帯以上 （平成29年度）	145 世帯以上 （令和3年度）	155 世帯以上 （令和7年度）



192 世帯以上 （令和3年度）	252 世帯以上 （令和7年度）
---------------------	---------------------

【本計画における算出の考え方】

本市の児童人口推計や児童虐待相談・通告件数の状況から、代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は従前の基本方針策定時の見込を上回り、今後も増加傾向が続くことが見込まれ、これに伴い、里親等への委託可能性のある児童数も増加していくことが見込まれています（令和3年度：173人、令和7年度：201人）。

このような中、児童福祉法の改正により家庭養育のさらなる推進を図ることが求められており、本市においても計画策定要領に示される国が実現を目指す里親等委託率の数値や本市の里親の活動状況を踏まえ、必要となる里親の登録数を本計画で算出しました。

■代替養育（施設等）の確保方策

（単位：人）

年度	第1期		第2期				第3期					
	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）	R5 （2023）	R6 （2024）	R7 （2025）	R8 （2026）	R9 （2027）	R10 （2028）	R11 （2029）
児童養護施設	162	162	162	160	160	154	154	154	154	154	154	154
地域小規模児童養護施設	36	30	36	42	42	48	48	48	54	54	54	54
乳児院	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
広域入所（県施設等）	73	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15
計（児童養護施設・乳児院）	316	302	303	302	297	292	287	282	283	278	273	268
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
広域入所（県施設等）	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
計（専門的施設）	58	58	58	64	64	64	64	64	64	64	64	64
合計	374	360	361	366	361	356	351	346	347	342	337	332

2 児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

（1）児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進

- 児童福祉法の趣旨を鑑み家庭環境での代替養育を一層推進していくため、本計画では国の計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計します。
- 代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行う必要があるため、計画の推進にあたっては実際の児童の措置状況を確認の上、各期の計画の改定と併せて内容の検証を行っていきます。

■里親等への委託児童数の見込み

（単位：人）

年度	第1期		第2期				第3期					
	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）	R5 （2023）	R6 （2024）	R7 （2025）	R8 （2026）	R9 （2027）	R10 （2028）	R11 （2029）
養育里親	60	66	74	80	94	103	111	120	128	136	144	153
養子縁組里親	6	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6
親族里親	8	8	9	11	14	17	20	23	27	31	35	39
ファミリーホーム	10	10	10	12	14	15	17	20	23	23	23	29
計	84	88	97	107	127	140	153	168	184	196	208	227

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）

（単位：人）

年度	第1期		第2期				第3期					
	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）	R5 （2023）	R6 （2024）	R7 （2025）	R8 （2026）	R9 （2027）	R10 （2028）	R11 （2029）
就学前児童（3歳未満）	14	22	26	31	33	37	39	40	40	41	41	42
就学前児童（3歳以上）	11	17	22	24	36	39	42	43	44	45	45	46
就学児童	59	49	49	52	58	64	72	85	100	110	122	139
計	84	88	97	107	127	140	153	168	184	196	208	227

■里親等委託率の見込み

（単位：％）

年度	第1期		第2期				第3期					
	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）	R5 （2023）	R6 （2024）	R7 （2025）	R8 （2026）	R9 （2027）	R10 （2028）	R11 （2029）
就学前児童（3歳未満）	29	44	52	61	65	73	75	76	76	76	76	76
就学前児童（3歳以上）	19	31	39	43	64	68	72	73	75	75	75	75
就学児童	23	19	19	20	23	25	27	32	37	40	44	50
計	23	24	26	29	34	38	41	44	48	50	53	57

※里親等委託率 国の示す算式に従い、里親・ファミリーホームに措置されている児童数の合計を里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院に措置されている児童数の合計で除して算定した割合をいいます。